

## 特定医療費(指定難病)支給認定申請に係る追加確認書

医療費助成の開始時期について、下記の流れに沿ってご確認いただき、「特定医療費の支給を開始することが適當と考えられる年月日」をご記入の上、疾病対策課にご提出ください。

なお、審査の結果によっては、医療費助成の開始時期がご記入いただいた年月日と異なる場合があります。

### ▶▶STEP1. 軽症高額該当基準を満たすかをご確認ください

軽症高額該当基準とは、重症度分類を満たさない場合であっても、以下の要件を満たした方は医療費助成の対象とする特例です。軽症高額対象者は、医療費助成の開始時期が「その基準を満たした日の翌日」となります。

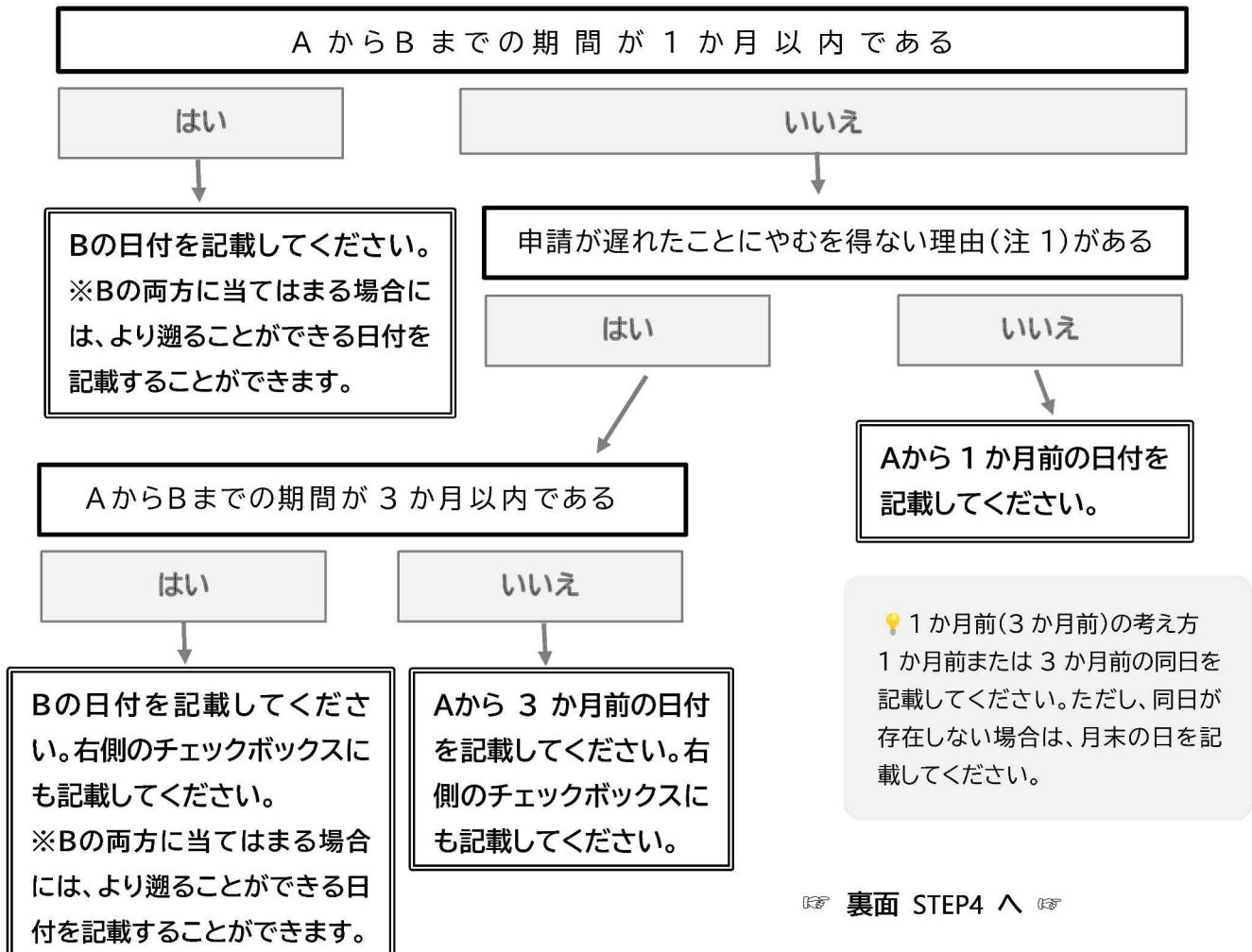
満たす場合、STEP2の表に、基準を満たした日の翌日を書き入れ、医療費の確認ができる領収等のコピーと一緒に提出してください。

💡 要件:申請月以前の12か月以内に、その治療に要した医療費総額が33,330円を超える月が3月以上あること

### ▶▶STEP2. 以下の日付をご確認ください

A	申請日(相模原市受理日)	令和 年 月 日
B	臨床調査個人票の診断年月日	令和 年 月 日
	軽症高額該当基準を満たした日の翌日	令和 年 月 日

### ▶▶STEP3. A、Bの日付を下図にあてはめ、裏面STEP4に記入する日付をご確認ください



▶▶STEP4. STEP3で確認した日付をご記入ください。

!! 法律の施行日である令和5年10月1日より前には遡れませんのでご注意ください。!!

特定医療費の支給を開始するこ とが適当と考えられる年月日	<p>【左記の欄が申請日から1か月以上前の年月日となっている理由】</p> <p><input type="checkbox"/>臨床調査個人票の受領に時間要したため</p> <p><input type="checkbox"/>症状の悪化等により、申請書類の準備や提出に時間要したため</p> <p><input type="checkbox"/>大規模災害に被災したこと等により、申請書類の提出に時間を要したため</p> <p><input type="checkbox"/>その他（ ）</p>
年　月　日	

提出期限：令和　年　月　日

💡 この書類をご提出後、市で審査を進めてまいります

### 注1 申請が遅れたことのやむを得ない理由の例

診断年月日等から1か月以内に申請を行わなかったことについて、やむを得ない理由がある場合は、申請日から最大3か月の助成開始時期の遅りの対象となります。以下を参考に申請書のチェックボックスを記載してください。その際、証明書類等の提出は必要としません。

#### □臨床調査個人票の受領に時間要したため

- 「診断がついた」あと「臨個票の受領まで」に申請者の責めに帰さない理由により時間を要したケース  
診断後1か月以内に臨個票を受領した場合でも、残りの期間が少なく1か月以内に申請することが難しい場合も含みます。
- ×「診断がつく」までに時間を要したケースは想定していません。

#### □症状の悪化等により、申請書類の準備や提出に時間を要したため

- 成年患者本人や申請者である保護者が、体調面の理由により準備に時間を要したケース
- 成年患者本人や申請者である保護者が、自分以外の家族等の看護や介護におわれていたケース
- ※体調面の原因は、申請する疾病に限りません（認知機能・高齢による身体機能の低下も含みます。）
- ※代理人の有無やその代理人による申請の可否は考慮しません。

#### □大規模災害に被災したこと等により、申請書類の提出に時間を要したため

- 地震、豪雨、豪雪、津波等に被災したことにより準備に時間を要したケース
- 感染症により行動制限が必要であるケース

#### □その他

- 医療機関から診断を受け臨床調査個人票を発行されているが、DV被害を受け（女性相談所で一時保護を受ける等）、申請手続きのために直ちに動けなかった。
- 離島患者において、医療機関が遠隔地（島外）にあり、臨床調査個人票を受領後、治療のため帰島することができず、申請書類の準備や提出に時間を要したため等
- ×仕事、育児、失念、身内の不幸、転居等は想定していません。